

労働行政関係助成金のご案内

平成30年4月現在



福島労働局

目次

表中の助成金等の欄中「※」を付した助成金は、生産性要件により助成金が割増されるもの

1. 雇用維持・再就職支援

- 雇用調整助成金 … 3頁
- 労働移動支援助成金 … 3～4頁

2. 新たな雇用・起業

- 特定求職者雇用開発助成金 … 4～5頁
- 地域雇用開発助成金 … 5頁
- トライアル雇用助成金 … 5～6頁
- 生涯現役起業支援助成金 … 6頁

3. 職業能力向上

- 人材開発支援助成金 … 6～8頁

4. 仕事と家庭の両立支援

- 両立支援等助成金 … 9～11頁

5. 障害者支援

- 障害者雇用安定助成金 … 11～13頁
- 障害者作業施設設置等助成金 … 13頁
- 障害者福祉施設設置等助成金 … 13頁
- 障害者介助等助成金 … 13頁
- 重度障害者等通勤対策助成金 … 13頁
- 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 … 13頁

6. 処遇・職場環境改善

- 人材確保等支援助成金 … 13～16頁
- 通年雇用助成金 … 16頁
- 65歳超雇用推進助成金 … 16～17頁
- 受動喫煙防止対策助成金 … 17頁
- キャリアアップ助成金 … 17～19頁

- 業務改善助成金 … 20頁
- 時間外労働等改善助成金 … 20～21頁

7. お問い合わせ先一覧

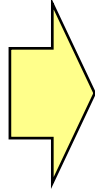
… 22頁

労働行政助成金等一覧

☆平成30年4月1日現在

【活用時】	【助成金名】	【助成の対象となる措置(抜粋)】	【助成の概要(抜粋)】	【所管】	
労働者の雇用維持を図る	雇用調整助成金	休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する。	休業手当支給額の1/2~2/3 教育訓練の場合の加算 1人1日1,200円	事務センター (注1)	
離職する労働者の再就職支援を行う	労働移動支援助成金	I 再就職支援コース 事業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者等に委託等して行う	【再就職支援】 ①~③の合計額(1人あたり上限60万円) ①再就職支援(委託費+訓練・グループワーク加算)×1/2~1/4 ②訓練加算(委託費用×2/3(上限30万円)) ③グループワーク加算(3回以上実施で1万円) 【休暇付与支援】 求職活動のための休暇を付与した場合、日額5,000円~8,000円	【再就職支援】 ①~③の合計額(1人あたり上限60万円) ①再就職支援(委託費+訓練・グループワーク加算)×1/2~1/4 ②訓練加算(委託費用×2/3(上限30万円)) ③グループワーク加算(3回以上実施で1万円) 【休暇付与支援】 求職活動のための休暇を付与した場合、日額5,000円~8,000円	職業対策課
		※ II 早期雇入れ支援コース 事業規模縮小等により離職を余儀なくされた労働者を離職日から3か月以内に雇い入れる	【早期雇入れ支援】 通常助成:1人あたり30万円 優遇助成(注2):1人あたり80万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に40万円) 優遇助成のうち採用1年後に賃金をアップした場合:1人あたり100万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に60万円) 【人材育成支援(注3)】 通常助成: OJT 訓練実施助成:1時間あたり800円 OFF-JT ①賃金助成:1時間あたり900円 ②訓練経費助成:(上限30万) 優遇助成(注2):	【早期雇入れ支援】 通常助成:1人あたり30万円 優遇助成(注2):1人あたり80万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に40万円) 優遇助成のうち採用1年後に賃金をアップした場合:1人あたり100万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に60万円) 【人材育成支援(注3)】 通常助成: OJT 訓練実施助成:1時間あたり800円 OFF-JT ①賃金助成:1時間あたり900円 ②訓練経費助成:(上限30万) 優遇助成(注2):	

離職する労働者の再就職支援を行う



労働移動支援助成金	※ II 早期雇入れ支援コース	事業規模縮小等により離職を余儀なくされた労働者を離職日から3か月以内に雇い入れる	OJT 訓練実施助成:1時間あたり900円 OFF-JT ①賃金助成:1時間あたり1,000円 ②訓練経費助成:(上限40万) 優遇助成のうち採用1年後に賃金をアップした場合 OJT 実施助成:1時間あたり1,000円 OFF-JT ①賃金助成:1時間あたり1,100円 ②訓練経費助成:(上限50万)	職業 対策課
	※ III 中途採用拡大コース	中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の向上または②45歳以上を初めて雇用)し生産性を向上させた場合	【中途採用拡大助成】 ①の場合:50万円 ②の場合:60万円 【生産性向上助成(注4)】 ①の場合:25万円 ②の場合:30万円	

注1…事務センターとは「雇用調整助成金等事務センター」のこと。

注2…優遇助成は成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇入れた場合に該当。

注3…早期雇入れ支援の対象者に対して、職業訓練を実施した場合に上乗せとして支給。

注4…中途採用計画の開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合に支給。

【活用時】

新たに労働者を雇い入れる



	【助成金名】	【助成の対象となる措置(抜粋)】	【助成の概要(抜粋)】	【所管】
特定求職者雇用開発助成金	I 特定就職困難者コース	高年齢者(60歳以上65歳未満)・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	1人あたり 短時間以外 50万円～240万円 短時間 30万円～80万円	事務 センター (注1)
	II 生涯現役コース	65歳以上の高年齢者を雇い入れる	1人あたり 短時間以外 60万円～70万円 短時間 40万円～50万円	
	III 被災者雇用開発コース	東日本大震災の被災地域におけ被災離職者等を雇い入れる	1人あたり 短時間以外 50万円～60万円 短時間 30万円～40万円	
	IV 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	手帳を所持していない発達障害者・難治性疾患患者を雇い入れる	1人あたり 短時間以外 50万円～120万円 短時間 30万円～80万円	

新たに労働者を雇い入れる



特定求職者雇用開発助成金	V 三年以内既卒者等採用定着コース	既卒者・中退者を新卒求人で、通常の労働者として、初めて雇い入れる	【既卒者等コース】35万円～70万円 【高校中退者コース】40万円～80万円 ※各コース上限1名、ユースエール企業は10万円加算	事務センター (注1)
	VI 障害者初回雇用コース	中小企業において障害者を初めて雇い入れ、法定雇用率を達成した	120万円	職業対策課
	VII 長期不安定雇用者雇用開発コース	いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により長期にわたり不安定雇用を繰り返す者(※)を正規雇用労働者として雇い入れる(※)次のいずれにも該当する者 ①雇入れ日現在の満年齢が35歳以上60歳未満の者 ②雇い入れ日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職または転職を繰り返している者	1人あたり50万円～60万円	事務センター (注1)
	VIII 生活保護受給者等雇用開発コース	地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等を継続して雇用する労働者として雇い入れる	1人あたり 短時間以外 50万円～60万円 短時間 30万円～40万円	
地域雇用開発助成金	※ I 地域雇用開発コース	雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して労働者を雇い入れる(平成30年度は、福島県全域が対象)	事業所の設置・整備費用、増加した支給対象者数に応じ、48万円～760万円 ※生産性要件を満たす場合は、60万円～960万円	事務センター (注1)
	II 沖縄若年者雇用促進コース	沖縄県内で事業所を設置整備して35歳未満の若年者を雇い入れる	支給対象者に支払った賃金の1/4～1/3(助成対象期間は1年間)	
トライアル雇用助成金	I 一般トライアルコース	安定就業を希望する未経験者等、就職が困難な求職者を試行的に雇い入れる	1人につき月額4万円(最長3ヵ月) 母子母等、父子父、ユースエール企業が35歳未満の対象者をトライアル雇用対象者とした場合は月額5万円	職業対策課
	II 障害者トライアルコース	障害者を試行的・段階的に雇い入れる	【精神障害者の場合】(最長6ヵ月) 助成額: 雇入れから3ヵ月間1人につき月額8万円 雇入れから4ヵ月以降1人につき月額4万円 【上記以外の場合】(最長3ヵ月) 助成額: 1人につき月額4万円	

新たに労働者を雇い入れる	トライアル雇用助成金	Ⅲ 障害者短時間トライアルコース	精神障害者・発達障害者で週の労働時間が10時間以上20時間未満の者を、試行的・段階的に雇い入れる	1人につき月額2万円(3ヵ月～12ヵ月)	職業対策課
		Ⅵ 若年・女性建設労働者トライアル雇用助成コース	若年者(35歳未満)又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用をし、トライアル雇用助成金の支給を受けた中小建設事業主に対して助成	1人につき月額4万円(最長3ヵ月)	

起業する	※ 生涯現役起業支援助成金	中高年齢者(40歳以上)が起業を行い、事業運営に必要な労働者の雇入れ(※1)を行う際に要した、雇用創出措置(※2)に対して助成 (※1)60歳以上の者を1名以上、40歳以上60歳未満の者を2名以上、または40歳未満の者を3名以上(40歳以上60歳未満の者を1名雇入れる場合は40歳未満の者を2名以上) (※2)対象労働者の雇入れにあたり、事業主が行うべき措置であって、募集及び採用並びに教育訓練に関するもの	【雇用創出措置助成】 ・起業者が60歳以上の場合 助成率2/3(上限200万円) ・起業者が40歳～59歳の場合 助成率1/2(上限150万円) 【生産性向上助成(注5)】 上記により助成された額の25%の額	職業対策課
------	---------------	---	--	-------

注1…事務センターとは「雇用調整助成金等事務センター」のこと。

注5…雇用創出措置に係る計画書を提出した年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合に支給。

【活用時】	【助成金名】	【助成の対象となる措置(抜粋)】	【助成の概要(抜粋)】	【所管】
労働者の職業能力の向上を図る	※ I 特定訓練コース	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなどの訓練効果が高い10時間以上の訓練へ助成	【賃金助成】1時間あたり380円～760円 【訓練経費助成】実費相当額の30%～45% 【OJT実施助成】1時間あたり380円～665円 ※生産性向上助成(注6) 【賃金助成】1時間あたり100円～200円 【訓練経費助成】実費相当額の15% 【OJT実施助成】1時間あたり100円～175円	職業対策課
	※ II 一般訓練コース	職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練へ助成	【賃金助成】1時間あたり380円 【訓練経費助成】実費相当額の30% ※生産性要件を満たす場合 【賃金助成】1時間あたり480円 【訓練経費助成】実費相当額の45%	

労働者の職業能力の向上を図る



人材開発支援助成金	※ Ⅲ 教育訓練休暇付与コース	有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合助成	【定額助成】30万円 ※生産性を満たす場合36万円	職業対策課
	※ Ⅳ 特別育成訓練コース	有期契約労働者等に対して職業訓練を行う	【OFF-JT賃金助成】 1時間あたり475円～760円 【OFF-JT訓練経費助成】 訓練時間数に応じて1人あたり 実費相当額(7万～30万) 【OJT訓練実施助成】 1時間あたり665円～760円 ※生産性要件を満たす場合 【OFF-JT賃金助成】 1時間あたり600円～960円 【OJT訓練実施助成】 1時間あたり840円～960円	
	※ Ⅴ 建設労働者認定訓練コース	①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主又は中小建設事業主団体 ②建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主に助成	①の場合 【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 ②の場合 【賃金助成】1人あたり日額4,750円 ※生産性要件を満たす場合 ②の場合 【賃金助成】1人あたり日額6,000円	
	※ Ⅵ 建設労働者技能実習コース	建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に助成	【経費助成(建設事業主)】 ①20人以下の中小建設事業主:支給対象費用の3/4(被災三県は10/10) ②21人以上の中小建設事業主(被災三県は4/5) 35歳未満 支給対象費用の7/10 35歳以上 支給対象費用の9/20 ③中小建設事業主以外の建設事業主:支給対象費用の3/5(女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る)	

労働者の職業能力の向上を図る



人材開発支援助成金	<p>※ VI 建設労働者技能実習コース</p>	<p>建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に助成</p>	<p>【経費助成(建設事業主団体)】 ①中小建設事業主団体:支給対象費用の4/5(被災三県は10/10) ②中小建設事業主団体以外の建設事業主団体:支給対象費用の2/3(女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る)</p> <p>【賃金助成】(最長20日間) ①20人以下の中小建設事業主:1人あたり日額7,600円 ②21人以上の中小建設事業主:1人あたり日額6,650円</p> <p>※生産性要件を満たす場合 【経費助成(建設事業主)】 ①20人以下の中小建設事業主:支給対象費用の9/10(被災三県は10/10) ②21人以上の中小建設事業主(被災三県は4/5) 35歳未満 支給対象費用の17/20 35歳以上 支給対象費用の3/5</p> <p>③中小建設事業主以外の建設事業主:支給対象費用の3/4(女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る)</p> <p>【賃金助成】 ①20人以下の中小建設事業主:1人あたり日額9,600円 ②21人以上の中小建設事業主:1人あたり日額8,400円</p>	職業対策課
	<p>VII 障害者職業能力開発コース</p>	<p>障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成。</p>	<p>【施設設置費】支給対象費用の3/4 【運営費】支給対象費用の3/4 (重度障害者等は4/5)</p>	

注6…訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合に支給。

【活用時】

【助成金名】

【助成の対象となる措置(抜粋)】

【助成の概要(抜粋)】

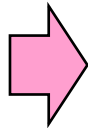
【所管】

仕事と
家庭の
両立支援
に取り組む



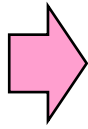
両立支援等助成金	※ 出生時両立支援コース	①[男性労働者の育児休業] 平成28年4月1日以後に、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行っている。 男性労働者に一定期間の連続した育児休業を取得させる。	取組かつ1人目 中小企業 57万円 ※生産性要件を満たす場合 72万円 中小企業以外 28.5万円 ※生産性要件を満たす場合 36万円 2人目以降10人目まで 14.25万円～33.25万円(取得日数に応じて) ※生産性要件を満たす場合 18万円～42万円 (1企業あたり1年度10人まで支給)	雇用環境・均等室	
		②[育児目的休暇] 男性労働者が、育児や配偶者の出産支援のために取得できる育児目的休暇の制度を導入利用している。 男性労働者が育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取組を行っている。	中小企業 28.5万円 ※生産性要件を満たす場合 36万円 中小企業以外 14.25万円 ※生産性要件を満たす場合 18万円		
	※ 育児休業等支援コース	代替要員確保時 対象:中小企業	育休取得者の代替要員を確保する。 育休終了後に原職等に復帰させる。		1人あたり47.5万円 ※生産性要件を満たす場合 60万円 育児休業取得者が期間雇用者の場合9.5万円を加算。 ※生産性要件を満たす場合 12万円を加算。 (1事業主あたり5年間、1年度あたり10人まで)
		育休取得時(a) 対象:中小企業	育休(産休)開始前に本人と面談を実施した上で、円滑な育休取得及び職場復帰を支援する「育休復帰支援プラン」を策定及び導入する。 プランに沿って育休を取得させる。		(a)、(b)それぞれ1人あたり28.5万円 ※生産性要件を満たす場合 36万円 【職場支援加算】 育休取得者の業務を代替する職場の労働者に、業務代替手当等を支給するとともに、残業抑制のための業務見直し等の取組をした場合に(b)に19万円を加算 ※生産性要件を満たす場合 24万円を加算 (b)は(a)と同一の育休取得者が対象となる。
		職場復帰時(b) 対象:中小企業	育休復帰支援プランに沿って育休中に職場の情報・資料等の提供を行う。 育休終了前後に本人と面談を実施した上で、原職等に復帰させる。		(1企業あたり有期雇用者1人、無期雇用者1人の計2人まで)

仕事と
家庭の
両立支援
に取り組む



両立支援等助成金	※ 育児休業等支援コース	職場復帰後支援 対象: 中小企業	法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入・運用する。	子の看護休暇制度 制度導入時 : 28.5万円 ※生産性要件を満たす場合 36万円 制度利用時 : 1,000円×利用時間(上限200時間) ※生産性要件を満たす場合 1,200円×利用時間(上限240時間) 保育サービス費用補助制度 制度導入時 : 28.5万円 ※生産性要件を満たす場合 36万円 制度利用時 : 事業主負担費用の3分の2 (上限20万円) ※生産性要件を満たす場合 上限24万円	雇用環境・均等室
	※ 介護離職防止支援コース		仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行う。 (a)介護休業や(b)介護制度(介護短時間勤務等)開始前に本人と面談を実施した上で「介護支援プラン」を策定及び導入する。 プランに沿って(a)又は(b)の制度を取得させる。	中小企業 (a)57万円、(b)28.5万円 ※生産性要件を満たす場合 (a)72万円、(b)36万円 中小企業以外 (a)38万円、(b)19万円 ※生産性要件を満たす場合 (a)48万円、(b)24万円 (1企業あたり(a)(b)それぞれ有期雇用者1人、無期雇用者1人の計2人まで)	
	※ 再雇用者評価処遇コース		妊娠、出産、育児又は介護を理由に退職した者が就労可能になった時に復職でき、退職前の勤務経験等を適切に評価し配置・処遇がされる再雇用制度を新規に導入する。 その上で再雇用を希望する労働者を採用する。	採用後の雇用が6か月継続した時点及び1年継続した時点で以下の額をそれぞれ支給する。 中小企業 1人目 19万円 2~5人目 14.25万円 ※生産性要件を満たす場合 1人目 24万円 2~5人目 18万円 中小企業以外 1人目 14.25万円 2~5人目 9.5万円 ※生産性要件を満たす場合 1人目 18万円 2~5人目 12万円	

仕事と家庭の両立支援に取り組む



両立支援等助成金	※ 女性活躍加速化コース	【Aコース】 (常用労働者数が300人以下の事業主のみ対象)	女性活躍推進法に基づき、女性正社員に関する「取組目標」及び「数値目標」を盛り込んだ行動計画を策定し、取組目標を達成する。	28.5万円 ※生産性要件を満たす場合 36万円 (1事業主あたり1回限り)	雇用環境・均等室
		【Nコース】	上記「取組目標」を達成後、3年以内に「数値目標」を達成する。	<p>【常用労働者数が300人以下の企業】 28.5万円 ※生産性要件を満たす場合 36万円</p> <p>行動計画に盛り込んだ取り組みを実施した結果、管理職に占める女性労働者の割合が上昇し、申請時点において15%以上となった場合 47.5万円 ※生産性要件を満たす場合 60万円</p> <p>【常用労働者数が300人を超える企業】 数値目標の達成に加え、行動計画に盛り込んだ取り組みを実施した結果、管理職に占める女性労働者の割合が上昇し、申請時点において産業平均値の1.3倍以上となった場合 28.5万円 ※生産性要件を満たす場合 36万円</p> <p>(1事業主あたり1回限り)</p>	

【活用時】

労働者の雇用環境整備を図る(障害者等関係)



【活用時】	【助成金名】	【助成の対象となる措置(抜粋)】	【助成の概要(抜粋)】	【所管】
	障害者雇用安定助成金 I 障害者職場定着支援コース	<p>障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置(①~⑦)を講じる事業主に対して助成</p> <p>①柔軟な時間管理・休暇取得 労働時間の調整や通院または入院のための特別な有給休暇の付与を継続的に講じる</p> <p>②短時間労働者の勤務時間延長 週の所定労働時間を延長する</p>	<p>①1人あたり6~8万円</p> <p>②【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】 1人あたり 20未満→30以上 40万円~54万円 20未満→20以上30未満 20万円~27万円 20以上30未満→30以上 20万円~27万円 【上記以外の障害者】 1人あたり 20未満→30以上 30万円~40万円 20未満→20以上30未満 15万円~20万円 20以上30未満→30以上 15万円~20万円</p>	職業対策課

労働者の
雇用環境
整備を図る
(障害者等
関係)



障害者雇用安定助成金	I 障害者職場定着支援コース	<p>③正規・無期転換 有期契約労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に、無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する</p> <p>④職場支援員の配置 業務に必要な援助や指導を行う職場支援員(※)を配置する</p> <p>※職場支援員1人が支援する対象労働者は3人を上限</p> <p>⑤職場復帰支援 職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる</p> <p>⑥中高年障害者への雇用継続支援 中高年障害者に対して必要な職場適応措置を行う</p> <p>⑦社内理解の促進 障害者の支援に関する知識等を習得させるための講習を労働者に受講させる</p>	<p>③【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】 1人あたり 有期→正規 90万円～120万円 有期→無期 45万円～60万円 無期→正規 45万円～60万円 【上記以外の障害者】 1人あたり 有期→正規 67.5万円～90万円 有期→無期 33万円～45万円 無期→正規 33万円～45万円</p> <p>④【職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置】 1人あたり 月額3万円～4万円 短時間労働者は、月額1.5万円～2万円 【職場支援員を委嘱契約により配置】 支援1回あたり1万円 ※助成対象期間は2年間(精神障害者は3年間)を上限</p> <p>⑤1人あたり 月額4.5万円～6万円 ※助成対象期間は1年間を上限</p> <p>⑥1人あたり50万円～70万円</p> <p>⑦講習に要した費用に応じて助成 1事業所あたり 5万円以上～10万円未満 2万円～3万円 10万円以上～20万円未満 4.5万円～6万円 20万円以上 9万円～12万円</p>	職業 対策課
	II 障害者職場適応援助コース	<p>職場適応援助者による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する</p>	<p>【職場適応援助者による支援】</p> <p>①訪問型職場適応援助者 1日の支援時間が4時間以上の日16,000円 1日の支援時間が4時間未満の日8,000円 ※助成対象期間は1年8ヵ月(精神障害者は2年8ヵ月)が上限</p> <p>②企業在籍型職場適応援助者 ・精神障害者の支援 1人あたり月額9万円～12万円 短時間労働者は、月額5万円～6万円 ・精神障害者以外の支援 1人あたり月額6万円～8万円 短時間労働者は、月額3万円～4万円 ※助成対象期間は6ヵ月が上限</p> <p>【職場適応援助者養成研修】 職場適応援助者養成研修受講料×1/2</p>	

労働者の雇用環境整備を図る(障害者等関係)



安定障害者成雇用	Ⅲ 障害や傷病治療と仕事の両立支援コース	労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立できる制度の導入及び両立支援に関する専門人材の配置並びに両立支援制度の実施する	【環境整備助成】 企業在籍型職場適応援助者配置 30万円 両立支援コーディネーター配置 20万円 【制度活用助成】20万円	職業 対策課
	Ⅳ 中小企業障害者多数雇用施設設置等コース	300人以下の中小企業が施設設備の等設置・整備をして障害者を5人以上雇用	1,000万円～3,000万円(3年間)	
障害者作業施設設置等助成金		障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する	支給対象費用の2/3	機構 (注7)
障害者福祉施設設置等助成金		障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	支給対象費用の1/3	
障害者介助等助成金		障害者の雇用管理のために必要な介助者等の配置等を実施する	【職場介助者の配置または委嘱】 支給対象費用の3/4 【職場介助者の配置または委嘱の継続措置】 支給対象費用の2/3 【手話通訳、要約筆記等担当者の委嘱】 委嘱1回あたりの費用の3/4 【障害者相談窓口担当者の配置等】 ・担当者の増配置 担当者1人あたり月額8万円 ・相談業務以外も従事 担当者1人あたり月額1万円 ・研修の受講 受講費:障害者専門機関等に支払った額の2/3 賃金:担当者1人あたり1時間につき700円 ・障害者専門機関等への委嘱 対象経費の2/3	
重度障害者等通勤対策助成金		障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を実施する	支給対象費用の3/4	
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金		重度障害者を多数継続(10人以上継続1年を超えて)雇用する事業施設の整備等を実施する	支給対象費用の2/3 (特例の場合3/4)	

注7…機構とは「独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構」のこと。

【活用時】

【助成金名】

【助成の対象となる措置(抜粋)】

【助成の概要(抜粋)】

【所管】

労働者の雇用環境の整備を図る



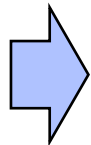
等 人 成 支 材 金 援 確 助 保	※ I 雇用管理制度助成コース	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度)の導入を通じて離職率の低下を図る	【目標達成助成】57万円 ※生産性要件を満たす場合 【目標達成助成】72万円	職業 対策課
--	--------------------	--	--	-----------

労働者の雇用環境の整備を図る



人材確保等支援助成金	※ II 介護福祉機器助成コース	介護労働者の身体的負担軽減のため新たな介護福祉機器の導入等を通じて、従業員の離職率の低下を図る	<p>【機器導入助成】支給対象費用の25%(上限150万円) 【目標達成助成】支給対象費用の20%(上限150万円) 目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合</p> <p>※生産性要件を満たす場合 【目標達成助成】35%(上限150万円)</p>	職業対策課
	※ III 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース	介護又は保育労働者の賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下を図る	<p>【制度整備助成】50万円 【目標達成助成】1回目:57万円、2回目:85.5万円 目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合</p> <p>※生産性要件を満たす場合 【目標達成助成】1回目:72万円、2回目:108万円</p>	
	IV 中小企業団体助成コース	都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を行う	<p>事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上):上限1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満):上限800万円 小規模認定組合等(同100未満):上限600万円</p>	
	※ V 人事評価改善等助成コース	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る	<p>【制度整備助成】50万円 【目標達成助成】80万円</p> <p>※目標達成助成は人事評価制度等整備計画の認定申請時から3年経過後に申請し、生産性要件、賃金アップ、離職率低下を実現した場合</p>	
	※ VI 設備改善等支援コース	<p>生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善(賃金アップ)等を図る</p> <p>A<<雇用管理改善計画期間1年>> 【計画達成助成】 計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成した場合</p> <p>【上乗せ助成】 計画開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善達成した場合</p>	<p>A<<雇用管理改善計画期間1年>> ・設備投資費用175万円以上1,000万円未満 【計画達成助成】50万円 【上乗せ助成】80万円</p>	

労働者の
雇用環境
の整備を
図る



人材確保等支援助成金	※ VI 設備改善等支援コース	B<<雇用管理改善計画期間3年>> 【計画達成助成(1回目)】計画開始から1年後 【計画達成助成(2回目)】計画開始から2年後 【目標達成時助成】計画開始から3年後	B<<雇用管理改善計画期間3年>> ・設備投資費用240万円以上5,000万円未満 【計画達成助成(1回目)】50万円 【計画達成助成(2回目)】50万円 【目標達成時助成】80万円 ・設備投資費用5,000万円以上1億円未満 【計画達成助成(1回目)】50万円 【計画達成助成(2回目)】75万円 【目標達成時助成】100万円 ・設備投資費用1億円以上 【計画達成助成(1回目)】100万円 【計画達成助成(2回目)】150万円 【目標達成時助成】200万円 設備投資費用5,000万円未満は中小企業のみ対象	職業 対策課
	※ VII 雇用管理制度助成コース (建設分野)	①人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主に対して助成 ②雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成	①の場合 1回目:57万円、2回目:85.5万円 ②の場合 1人あたり年額6.65万円(最長3年間) ※生産性要件を満たす場合 ①の場合 1回目:72万円、2回目:108万円 ②の場合 1人あたり8.4万円(最長3年間)	
	※ VIII 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース (建設分野)	①若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体に対して助成 ②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成	①の場合 【建設事業主】 支給対象経費の9/20~3/5 【建設事業主団体】 支給対象経費の1/2~2/3 ※生産性要件を満たす場合 【建設事業主】 支給対象経費の3/5~3/4 ②の場合 支給対象経費の2/3	

労働者の雇用環境の整備を図る



人材確保等支援助成金	<p>※ IX 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)</p>	<p>①被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主に対して助成 ②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主に対して助成 ③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成</p>	<p>①の場合 支給対象経費の2/3 ②の場合 支給対象経費の3/5 ③の場合 支給対象経費の1/2 ※生産性要件を満たす場合 ②の場合 支給対象経費の3/4</p>	職業対策課	
	<p>通年雇用助成金</p>		<p>季節労働者を通年雇用する。</p>	<p>①新規継続労働者 賃金の2/3 (年額上限71万円) ②継続、再継続労働者 賃金の1/2 (年間上限54万円) ③移動就労経費 事業主が負担した経費の合計について対象者 1人について移動距離に応じ3万円～15万円</p>	職業安定課
	65歳超雇用推進助成金	<p>I 65歳超継続雇用促進コース</p>	<p>65歳以上への定年の引き上げ、定年の定め の廃止又は66歳以上までの継続雇用制度を 導入する</p>	<p>【①65歳への定年の引上げ】10～150万円 【②66歳以上への定年の引上げ】15～160 万円 【③定年の定め廃止】20～160万円 【④希望者全員を66歳～69歳の年齢まで継 続雇用する制度導入】5～80万円 【⑤希望者全員を70歳以上まで継続雇用する 制度導入】10～100万円 ※定年引上げと継続雇用制度の導入を合 わせて実施した場合、支給額はいずれか高い額</p>	機構(注7)
<p>※ II 高年齢者雇用環境整備支援助成コース</p>	<p>高年齢者の雇用環境整備の措置を実施する 事業主に対して助成 次の①～②のいずれかの措置 ①機械設備、作業方法、作業環境の導入また は改善による既存の職場または職務における 高年齢者の雇用機会の増大</p>	<p>支給対象経費の45%～60%と60歳以上の 雇用保険被保険者数に28.5万円を乗じて得 た額を比較して低い方の額(上限1,000万 円)</p>			

労働者の雇用環境の整備を図る



65歳超雇用推進助成金	※ II 高年齢者雇用環境整備支援コース	②高年齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び健康診断を実施するための制度をの導入	※生産性要件を満たす場合 支給対象経費の60%~75%と60歳以上の雇用保険被保険者数に36万円を乗じて得た額を比較して低い方の額(上限1,000万円)	機構(注7)
	※ III 高年齢者無期雇用転換コース	50歳以上で定年年齢未満の有期雇用労働者を無期雇用へ転換する	1人あたり38万円~48万円 ※生産性要件を満たす場合 1人につき48万円~60万円	
受動喫煙防止対策助成金		事業場内の喫煙室以外での喫煙を禁止するために、喫煙室を設置などする取り組みを行う。	喫煙室の整備に係る経費の1/2(上限100万円)	健康安全課

注7…機構とは「独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構」のこと。

労働者の雇用環境の整備を図る



キャリアアップ助成金	※ I 正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用する (1)正規雇用等へ転換した際、転換前の6か月と転換後の6か月の賃金総額を比較し、5%以上増額していること(賞与や諸手当含む総額。ただし、通勤手当、時間外労働手当(固定残業代含む)、歩合給など除く) (2)有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間は3年以下に限る	①有期→正規 42.75万円~57万円 ②有期→無期 21.375万円~28.5万円 ③無期→正規 21.375万円~28.5万円 ※生産性要件を満たす場合 ①有期→正規 54万円~72万円 ②有期→無期 27万円~36万円 ③無期→正規 27万円~36万円 (いずれも1人あたり) 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含む派遣労働者を派遣先で正規雇用として直接雇用の場合加算あり 対象労働者が母子家庭の母等の場合加算あり 勤務地・職務限定正社員制度新たに規定した場合加算あり	職業対策課
	※ II 賃金規定等改定コース	有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定(※)し、昇給を図る ※賃金規定等を2%以上増額改定	①すべての有期契約労働者等の賃金規定等を改定 1人~3人:71,250円~95,000円 4人~6人:14.25万円~19万円 7人~10人:19万円~28.5万円 11人~100人:1人あたり19,000円~28,500円	

労働者の
雇用環境
の整備を
図る



キャリアアップ助成金	<p>※ II 賃金規定等改定コース</p>	<p>有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定(※)し、昇給を図る</p> <p>※賃金規定等を2%以上増額改定</p>	<p>②一部の有期契約労働者等の改定 1人～3人:33,250円～47,500円 4人～6人:71,250円～95,000円 7人～10人:95,000円～14.25万円 11人～100人:1人あたり9,500円～14,250円</p> <p>※生産性要件を満たす場合 ①すべての有期契約労働者等の賃金規定等を改定 1人～3人:9万円～12万円 4人～6人:18万円～24万円 7人～10人:24万円～36万円 11人～100人:1人あたり24,000円～36,000円</p> <p>②一部の有期契約労働者等の改定 1人～3人:42,000円～60,000円 4人～6人:9万円～12万円 7人～10人:12万円～18万円 11人～100人:1人あたり12,000円～18,000円</p> <p>中小企業において3%以上増額改定した場合加算あり 職務評価を活用して処遇改善した場合加算あり</p>	職業 対策課
	<p>※ III 健康診断制度コース</p>	<p>有期契約労働者等に法定外の健康診断制度を新たに規定・実施する</p>	<p>1事業所あたり28.5万円～38万円</p> <p>※生産性要件を満たす場合 1事業所あたり36万円～48万円</p>	
	<p>※ IV 賃金規定等共通化コース</p>	<p>有期契約労働者等に正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定・適用する</p>	<p>1事業所あたり42.75万円～57万円</p> <p>※生産性要件を満たす場合 1事業所あたり54万円～72万円 対象労働者2人目以降加算あり</p>	
	<p>※ V 諸手当制度共通化コース</p>	<p>有期契約労働者等に正規雇用労働者と共通の諸手当制度等を新たに規定・適用する</p>	<p>1事業所あたり28.5万円～38万円</p> <p>※生産性要件を満たす場合 1事業所あたり36万円～48万円 対象労働者2人目以降加算あり 諸手当2つ目以降加算あり</p>	

労働者の雇用環境の整備を図る



キャリアアップ助成金	<p>※ VI 選択的適用拡大導入時処遇改善コース</p>	<p>500人以下の企業で短時間労働者の社会保険の適用拡大を導入する際に、有期契約労働者等の賃金引き上げを実施する</p>	<p>賃金引き上げ割合に応じて、1人あたり 3%以上: 14,250円~19,000円 5%以上: 28,500円~38,000円 7%以上: 33,250円~47,500円 10%以上: 57,000円~76,000円 14%以上: 71,250~95,000円</p> <p>※生産性要件を満たす場合 3%以上: 18,000円~24,000円 5%以上: 36,000円~48,000円 7%以上: 42,000円~60,000円 10%以上: 72,000円~96,000円 14%以上: 90,000円~12万円</p>	職業対策課
	<p>※ VII 短時間労働者労働時間延長コース</p>	<p>短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険適用する</p>	<p>【週所定労働時間を5時間以上延長した場合】 1人あたり14.25万円~19万円</p> <p>【上記IIまたはVIのコースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合】 1人あたり 1時間以上2時間未満: 28,500円~38,000円 2時間以上3時間未満: 57,000円~76,000円 3時間以上4時間未満: 85,500円~11.4万円 4時間以上5時間未満: 11.4万円~15.2万円</p> <p>※生産性要件を満たす場合 1時間以上2時間未満: 36,000円~48,000円 2時間以上3時間未満: 72,000円~96,000円 3時間以上4時間未満: 10.8万円~14.4万円 4時間以上5時間未満: 14.4万円~19.2万円</p>	

労働者の
雇用環境
の整備を
図る

※ 業務改善 助成金	<p>【30円コース】 事業場内最低賃金 1,000円未満</p> <p>【40円コース】 事業場内最低賃金 800円以上1,000円未満</p> <p>対象:中小企業</p>	<p>①事業場内における最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額(30円、40円)以上引上げる。</p> <p>②賃金引上げを行うため、生産性向上・労働能率の増進を目的として、設備・機器の導入、外部専門家によるコンサルティング、研修・教育訓練等を行う。</p>	<p>業務改善経費の7/10~3/4 ※生産性要件を満たす場合 3/4~4/5</p> <p>上限は引上げ額に応じ 50万~100万円 (1事業場あたり同一年度内において1回限り)</p>	雇用環境・ 均等室
	<p>I【時間外労働上限設定コース】 対象:限度基準を超える時間数での36協定を締結している事業場を有する中小企業</p>	<p>労働基準法第36条第1項の規定によって延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限設定を行う。</p>	<p>取組に要した経費の3/4~4/5 上限設定の上限額は成果目標に応じ 50万円~150万円 休日加算額は増加する4週あたりの休日数に応じ 25万円~100万円 ●支給額の上限額 200万円 (申請期限:平成30年12月3日)</p>	
	<p>II【勤務間インターバル導入コース】 対象:勤務間インターバル制度を新規導入、制度の適用範囲を拡大、または時間延長を行う中小企業</p>	<p><新規導入> 勤務間インターバルを導入していない事業場が所属労働者の半数を超える労働者を対象に新規導入する。</p> <p><適用範囲拡大> 既に休息時間が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、その対象が所属労働者の半数以下であるものについて、適用範囲を拡大し対象者を半数超とする。</p> <p><時間延長> 既に休息時間が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、所属労働者の半数超を対象とし休息時間数を2時間以上延長し9時間以上とする。</p>	<p>取組に要した経費の3/4~4/5</p> <p><新規導入> 休息時間数が 9時間以上11時間未満 上限40万円 11時間以上 上限50万円</p> <p><適用範囲拡大・時間延長> 休息時間数が 9時間以上11時間未満 上限20万円 11時間以上 上限25万円 (申請期限:平成30年12月3日)</p>	
<p>III【職場意識改善コース】 対象①:年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって、月間平均所定外労働時間数が10時間以上の事業場を有する中小企業</p> <p>対象②:商業、映画・演劇業、保健衛生業接客娯楽業であり、事業場規模10人未満の所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業</p>	<p>対象①:以下1、2の達成 1. 年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加させる。 2. 月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減させる。</p> <p>対象②: 所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とする。</p>	<p>対象①: 成果目標の達成状況に応じて助成率を決定 取組に要した経費の1/2~4/5 上限67万円~150万円</p> <p>対象②: 取組に要した費用の3/4~4/5 上限50万円 (申請期限:平成30年10月1日)</p>		

労働者の
雇用環境
の整備を
図る

時間外労働等改善助成金	<p>IV【団体推進コース】 3事業主以上で構成する事業主団体または共同事業主（構成する事業主の1/2以上が中小企業であること）</p>	<p>時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の1/2以上に対してその取組または取組結果を活用する。</p>	<p>助成額は以下のいずれか低い方の額 ①対象経費の合計額（取組ごとに上限額あり） ②総事業費から収入額を控除した額 ③上限額（都道府県単位または複数の都道府県単位で構成する事業主団体等に該当する場合は1,000万円。その他500万円） （申請期限：平成30年8月31日）</p>	<p>雇用環境・均等室</p>
	<p>V【テレワークコース】 対象：テレワークを新規導入する又は継続活用する中小企業 ※テレワークコースに関する問い合わせ・申請先は「テレワーク相談センター」となります。</p>	<p>1. 対象労働者全員に評価期間に1回以上、在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施させる。 2. 評価期間において、テレワークの実施日数の週間平均を1日以上とする。</p>	<p>成果目標の達成状況に応じて助成率を決定 取組に要した経費の1/2～3/4 1人あたり 上限10万円～20万円 1企業あたり 上限100万円～150万円 （申請期限：平成30年12月3日）</p>	<p>テレワーク相談センター</p>

お問い合わせ先一覧

機 関 名 称	所 在 地	担当部署名	代表ダイヤル
福島労働局	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎	職業対策課 (合同庁舎4階)	TEL024-529-5409
		職業安定課 (合同庁舎4階)	TEL024-529-5338
		雇用環境・均等室 (合同庁舎5階)	TEL024-536-2777
		健康安全課 (合同庁舎5階)	TEL024-536-4603
	〒960-8051 福島市曾根田町10-24	雇用調整助成金等 事務センター	TEL024-529-5681
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福島支部	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	TEL024-526-1510	
テレワーク相談センター	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階	TEL0120-91-6479	